

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十三日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第八号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号

）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。